2　生産業者及び輸入業者の名称又は住所の変更

登録番号	
	生第68815号、生第68817号、生第68819号、生第68820号、生第68821号、生第68822号、生第71647号、生第72129号、生第72494号、生第73406号、生第73407号、生第73411号、生第73760号、生第74264号、生第74357号、生第74851号、生第74961号、生第76101号、生第76291号、生第76317号、生第76344号、生第76554号、生第76555号、生第76807号、生第77372号、生第77718号、生第78047号、生第78247号、生第78542号、生第79953号、生第80363号、生第82010号、生第82011号、生第83751号、生第83760号、生第84674号、生第84722号、生第85057号、生第85404号、生第85819号、生第85857号、生第86515号、生第87060号、生第87061号、生第87062号、生第87894号、生第88844号、生第89599号、生第91643号、生第92806号、生第92807号、生第93232号、生第93672号、生第93673号、輸第8578号、輸第8758号
変更前	エーザイ生科研株式会社
変更後	株式会社生科研
登録番号	生第79651号、生第79810号、生第83602号、生第84089号、生第90039号、生第91121号、生第92294号、輸第6934号、輸第6936号、輸第6989号、輸第7151号、輸第7152号、輸第7154号、輸第7156号、輸第7417号、輸第7941号、輸第8122号、輸第8168号、輸第8207号、輸第8359号、輸第8572号、輸第8595号、輸第10226号、輸第10531号
変更前	東京都中央区銀座二丁目６番12号
変更後	東京都中央区銀座三丁目４番１号

○農林水産省告示第三百三十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年二月二十六日　農林水産大臣　林　芳正

登録番号	肥料の種類及び名称	肥料の名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所	
		名称	住所
生第7595号	化成肥料	トムソン燐加安高度化成086号	トムソンコーポレーション株式会社	栃木県栃木市大平町土与215番地
生第92917号	化成肥料	多木高度複合ニューブレンドＩ―Ａ	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第92918号	化成肥料	多木高度複合新Ｂ２―Ａ	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
輸第8080号	化成肥料	エヌピーＫマグ２号	トムソンコーポレーション株式会社	栃木県栃木市大平町土与215番地
輸第11218号	化成肥料	ＣＳ硝酸化成15―15―15	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○東北地方整備局告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十六日　東北地方整備局長　小池　剛

一　施行者の名称　青森県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年東北地方整備局告示第八十九号八戸都市計画道路事業三・三・八号白銀市川環状線（中居林工区）

三　事業施行期間　自平成十六年十月二十五日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十六年東北地方整備局告示第八十九号の事業地のうち青森県八戸市大字田向字向平並びに大字中居林字平及び字蓋名池地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十六日　東北地方整備局長　小池　剛

一　施行者の名称　秋田県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年東北地方整備局告示第百十二号仙北都市計画道路事業三・四・九号横町線及び三・四・二号大町通線

三　事業施行期間　自平成十四年九月二十日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十六日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	桶川市大字川田谷字諏訪南五三四七番一地先から北本市石戸宿二丁目三八三番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十六日　近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年近畿地方整備局告示第百八十四号北部大阪都市計画道路事業三・一・二百十一―二十八号茨木箕面丘陵線

三　事業施行期間　自平成二十一年十二月七日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十六日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東広島市安芸津町風早字江川一一二二番一から同市安芸津町風早字原一一九五番二三まで	前	一三・九メートル～一五・四メートル	〇・〇三二キロメートル
	後	一二・九メートル～一五・四メートル	〇・〇三二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所